

戦略的創造研究推進事業

(CREST / さきがけ / ERATO / ACCEL / ACT-C / ALCA / RISTEX / ACT-I)

平成28年度委託研究契約事務処理説明会(第2部)

事例紹介



科学技術振興機構

(始めに)

直接経費の支出可否に係る基本的な考え方

- 委託研究の遂行のために直接的に必要な経費であるか。
- 間接経費での支出が妥当な経費ではないか。
- 経済性・効率性の観点から、発生した経費の額が妥当であるか。
- 年度の区分が適切であるか。
- 上記について、証拠書類等により客観的に説明できるか。

- 委託研究費の使途に係る国民へ説明責任
- 科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、各研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能

物品費：安全用具

- 委託研究におけるフィールドワークに安全用具として、熊よけスプレーの携行を予定。
 - 熊が来ない場合には熊よけスプレーは使わなく、結果的に別の研究で使用される可能性も否定できない。
 - 当該熊よけスプレー購入費用を直接経費から支出することは可能であるか。
-
- 当該スプレーは、委託研究の遂行における安全を確保するための防具であり、直接経費で支出することは認められ得ると考えられる。
 - 危険に晒されなければ、スプレーを消耗することはないが、フィールドワークに当該スプレーを携行する時点で、本スプレー調達の必要性が認められる。
 - 幸いにして(結果的に)、委託研究中に、当該スプレーを使用しなくて済んだ、又は余った場合は、その後の委託研究の発展に資する研究活動に、当該スプレーを有効活用いただくことが望ましい。

物品費：他機関への納品

- 放射性物質を使う実験が必要となったが、設備の関係上、当研究機関では実施できない実験がある。
 - 消耗品を当研究機関で購入する必要があるが、放射性物質のため、持ち運ぶことが難しい。
 - 当研究機関で発注し、他機関に納品させることは可能であるか。
 - なお、他機関の設備を利用するだけであり、共同研究者の登録はしない。
- 他機関に納品させることは可能であるが、発注者としての確実な納品検収及び在庫管理等が必要である。

(留意点)

- ① 他機関の事務部門と連携し、発注者としての検収業務を確実に実施すること(事後確認を含む、当事者(研究者)同士以外の者によるチェック)。
- ② 当該他機関においても同一の課題による委託研究が実施されている場合、当該他機関による発注を検討すること。

物品費：研究期間を超える保守期間

- サーバーの購入を計画しているが、最大3年間の保守サービスが附与される。
 - 研究期間が2年後の平成29年度末までであるため、保守期間も平成29年度末である2年間に短縮又は按分すべきであるか。
-
- 以下の要件を満たすことを前提に、当該保守期間を研究期間内に短縮又は按分することなく当該サーバー購入費用を直接経費から支出することが認められる。
 - ① オプションではないこと。
 - ② 保守料部分の金額が特定できないこと。
 - ③ ①及び②について、証拠書類として確認できるようにすること。

旅費：主題が研究課題ではない会議への招へい

- 他機関主催で委託研究の研究課題が主題ではないが、委託研究に係る学会会議が開催され、研究担当者及び関連する分野の研究者がオーガナイザーとなった。
 - この機会に、委託研究の推進に資する外国人研究者も招へいし、当該外国人研究者を交え、緊密な議論を行い委託研究を推進させたい。
 - 当該外国人研究者の招へい旅費を直接経費から支出してよいか。
-
- 学会会議自体は、委託研究を目的としたものではないが、当該外国人研究者を招へいする目的は委託研究を推進するためであり、たまたま同時期に学会会議が開催されるため、この機会を活用して委託研究の推進に係る議論を行うこととしたと解される。
 - そのため、当該招へい旅費を直接経費から支出することが認められる。
- (留意点)
- 客観的に研究推進の目的に適う合理的な説明であることが必要。

その他経費：廃棄手数料

- 委託研究で使用した水銀や六価クロムなどの試薬を廃棄する必要があるが、当該廃棄手数料を直接経費から支出することは可能であるか。
- 委託研究を実施する過程で発生した有害物等の廃棄物を適切に措置するために必要となる費用を直接経費から支出することは可能。
- 委託研究に係るもののみが前提。

その他経費：先行技術調査の費用

- 特許関連経費は直接経費で原則支出できないとのことであるが、特許出願費用ではなく、研究を進めるにあたり必要となる先行技術調査のための費用は直接経費から支出することは可能であるか。
- 当該先行技術調査が特許出願を目的としたものあれば、間接経費からの支出が妥当であるが、当該委託研究の方向性の検討のためである等、研究を推進する上で直接必要なものであれば、直接経費からの支出が可能。

【参考】事務処理説明書(大学等:P19、企業等:P17)

《 特許関連経費の取扱い 》

本事業では、「特許関連経費(出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)」については、間接経費での計上を原則とします。

その他経費：振込手数料の相殺

- 委託研究費を支出する際の振込手数料について、取引相手先に負担させる場合、以下のような支払いを行うことがある。
 - ・購入物品の価格：1,000,000円(税込)
 - ・振込手数料：216円(税込・金融機関への支払)
 - ・委託研究機関から取引相手先への支払額：999,784円
- この場合、固定資産取得報告書や収支簿への記載はどちらの金額(購入価格か、取引相手先への支払額)を記載するべきであるのか。
 - 固定資産取得報告書では、購入価格1,000,000円を記載。
 - 収支簿は支払い先別に記載するため、1行目に999,784円(取引先への支払い)、2行目に 216円(銀行への支払)となる。
 - 本来、相殺取引は認められない。また振込手数料について、原則間接経費から支出することが妥当であるが、本件は委託研究以外の経費と明確に区別できることから直接経費での計上は差し支えない。

その他経費：保険料

- アメリカにてレンタカーを借りた際に保険にも加入した。
- 当該ロードサービス及び緊急医療に関する保険について、直接経費から支出することは可能であるか。

【レンタカー使用の理由】

- 公共交通機関がほとんどなく、安全な移動手段は車しかない。
 - 多くの高価な機材を運搬し、頻繁に移動するため、都度タクシーを呼ぶことは実験の進行を妨げる。
- 研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能。
 - なお、規定によらない各個人の判断による保険の加入は受益者負担となることから認められない。

(参考:FAQ2001)

Q: 海外出張時には、研究機関の規程で必ず海外旅行傷害保険に加入することとなっているが、当該保険料を直接経費で支出することは可能か。

A: 研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能です。なお、研究機関の規程によらず、各個人の判断での傷害保険加入や予防接種は認められません。

その他経費：動産保険の保険金

- 委託研究で使用している機材が損傷した。
 - 当該機材には、動産保険を掛けており、係る保険料を直接経費から支出していた。
 - 動産保険で支払われる保険金は、紛失した機材の実費よりやや高額となるが、すべて当該委託研究に使用することで問題ないか。
-
- 保険金は「実費よりやや高額」とのことであり、実費相当分と差額分を分ける必要がある。
 - 実費相当分は、当該機材の原状復帰に使用する必要がある。
 - 差額分は、利息収入と同様の扱いとして、委託研究に使用していただくことが望ましい。
 - 上記について、保険金がおりの機材が専ら委託研究に用いるものであること、保険金額（保障額）が妥当であることが前提。
 - なお、今回の保険金を委託研究費の収入に計上する必要はない。

他：研究代表者の定年退職

- 研究代表者は、当事業年度末で定年退職予定であり、翌事業年度以降は当該研究機関のリサーチアドバイザーとして委嘱契約を締結することで委託研究は継続可能となるが、雇用関係が無くなるため、研究機関の規定により、予算執行権限を失い、調達の要求等ができなくなる。
 - そのため、研究代表者を交代させることは認められるか。
- 委託研究は研究代表者の研究構想を採択したものであり、交代は原則認められない。
 - 退職等により研究代表者の交代が必要となった場合、その旨を必ず事前にJSTへ連絡すること。
- (補足) 上記に関わらず、制度又は研究タイプにより、研究代表者の交代が認められる場合がある。

書面調査：経理様式の記載誤り1-①：自己負担額

- 「うち自己負担額(B')」が未入力。
- 「差引額(C)」及び「返還予定額(F)」にマイナスで自己負担額。

	合計	直接経費					間接経費	再委託費等
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計		
契約額 (A)	5,720,000	1,000,000	300,000	3,000,000	100,000	4,400,000	1,320,000	
決算額 (B)	5,820,000	1,100,000	300,000	3,000,000	100,000	4,500,000	1,320,000	
うち自己負担額 (B')	0					0		
差引額 (C) =(A)-(B)+(B')	▲ 100,000	▲ 100,000	0	0	0	▲ 100,000	0	
収入額 (A')	5,720,000					4,400,000	1,320,000	
返還済額 (D)	0							
繰越額 (E)	0							
返還予定額 (F) =(A')-(D)+(E)-(C)	▲ 100,000					▲ 100,000	0	

- H27末から直接経費の自己負担額は「うち自己負担額(B)に記載」（間接経費は不可）
 (※企業等)有形・無形固定資産取得報告書への記載対象となる物品(JSTに所有権が帰属)を自己負担金と合算して取得することは認められない。(間接経費も不可)

書面調査：経理様式の記載誤り1－②：間接経費

- 間接経費は契約額全額を使用したか、直接経費で不要額が発生。
- 「決算額(B)」間接経費欄に、間接経費率を超える使用額全額を記載。
- 「差引額(C)」、「返還予定額(F)」欄の金額誤りが発生。

	合計	直接経費					間接経費	再委託費等
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計		
契約額 (A)	2,860,000	1,000,000	500,000	300,000	400,000	2,200,000	660,000	
決算額 (B)	2,760,000	900,000	500,000	300,000	400,000	2,100,000	660,000	
うち自己負担額 (B')	0					0		
差引額 (C) =(A)-(B)+(B')	100,000	100,000	0	0	0	100,000	0	
収入額 (A')	2,860,000	合計		直接経費	間接経費	2,200,000	660,000	
返還済額 (D)	0	計						
繰越額 (E)	0	2,860,000	2,200,000	660,000				
返還予定額 (F) =(A)-(B)+(B')-(D)-(E)	100,000	2,730,000	2,100,000	630,000	100,000	0		
		0	0					
		130,000	100,000	30,000				

- 間接経費を全額執行していても、直接経費の返還がある場合は、相当する間接経費を合わせて返還する必要がある。

書面調査：経理様式の記載誤り2：その他

- 前事業年度は委託研究契約が存在しないところ、前事業年度分の契約欄に金額が記載されていた。
- 旅費に係る収支簿摘要欄に旅行内容(用務)が明記されていなかった。
- 委託研究実績報告書契約担当者役職印欄に、個人印が押されていた。
- カスタムメイドで合成を外注した経費が「物品費」に計上されていた。(本来、「その他」)
- 派遣技術員人件費の収支簿支払先欄に派遣元ではなく、個人名が記載されていた。
- ライフイベントにより姓が変わった技術員について、各経理様式により記載が異なっていた。
- 返還連絡されていない金額が、「返還済額(D)」欄に計上されていた。(「返還予定額(F)との混同)
- 決算額が契約額を超過した原因が、返還連絡書による年度末返還金を誤って多く計上・返還したことによるものであると、委託研究実績報告書作成時に判明した。

- 提出前の確認により、提出後の修正を未然に防ぐことができる事項が多い。

書面調査：否認事例

- 特許出願経費及び懇親会経費を直接経費に計上していた。(原則、間接経費)

入出金年月日	摘 要	収 入	支 出
H27/09/30	<u>特許出願手数料 (特願2015-XXXXXX)</u>		275,000
H27/11/23	<u>〇〇技術討論会(10/1) 参加費</u>		10,000
H27/12/05	<u>PCT出願(XXX-PCT)</u>		352,930

(その他)

- 研究担当者の人件費を計上していた。(直接経費からの支出不可)
- 通勤費も含めて消費税相当額を計上していた。(通勤費は課税取引)

終わりに